

基本仕様書

1. 目的 仙北市内の公共施設に設置されている照明器具は、一部を除き、建築時に設置されたものであり、設置から相当期間経過し、経年劣化による今後の維持管理が課題となっている。また、この間、行政運営における環境負荷の低減の必要性や蛍光灯生産終了に伴う修繕費の高騰などによる財政負担の増加などが課題となっていることから、公共施設等で広く導入されている、省エネルギー・長寿命のLED照明器具へ更新するもの。

2. 件名 仙北市公共施設照明設備賃貸借事業

3. 契約期間 設置完了から10年間

4. 履行場所

No.	対象施設	住所	グループ
1	角館児童館	仙北市角館町田町上丁 69 番地 1	A
2	白岩小百合保育園	仙北市角館町白岩上西野 93-1	A
3	角館西保育園	仙北市角館町雲然田中 437-2	A
4	市民会館	仙北市田沢湖生保内字武蔵野 105-1	A
5	白岩コミュニティセンター	仙北市角館町白岩新西野 162 番地	A
6	中川コミュニティセンター	仙北市角館町川原中道 41 番地	A
7	角館交流センター	仙北市角館町中菅沢 77-30	A
8	市民浴場・東風の湯（だしのゆ）	仙北市田沢湖生保内字武蔵野 111-8	B
9	自然ふれあい温泉館	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳 2-16	B
10	西木温泉ふれあいプラザクリオン	仙北市西木町門屋字屋敷田 83-2	B
11	花葉館	仙北市角館町西長野古米沢 30-19	B
12	総合情報センター	仙北市角館町田町上丁 23	B
13	神代出張所・国民健康保険神代診療所	仙北市田沢湖神代字野中清水 292-1	B
14	角館町平福記念美術館	仙北市角館町表町上丁 4-4	B
15	武家屋敷小野崎家・武道館	仙北市角館町 6 番地	B
16	西木庁舎	仙北市西木町上荒井字古堀田 47	B
17	角館樺細工伝承館	仙北市角館町表町下丁 10-1	B
18	田沢交流センター	仙北市田沢湖田沢字大山 7	B
19	就業改善センター・JA 秋田おばこ	仙北市田沢湖神代字古館野 404-1	B
20	西明寺診療所	仙北市西木町門屋字道目木 319-1	B
21	紙風船館	仙北市西木町上桧木内字大地田 3-1	B
22	雲沢集落センター	仙北市角館町雲然田中 437-13	B
23	西木地区むらっこ物産館	仙北市西木町西明寺字潟尻 119	B
24	西長野交流センター	仙北市角館町西長野中泊 402	B
25	多世代交流施設山鳩館	仙北市西木町上桧木内大森 37	B
26	勤労青少年ホーム	仙北市角館町外ノ山 19	B
27	神代市民体育館	仙北市田沢湖神代野中清水 259	A
28	生保内市民体育館	仙北市田沢湖生保内字武蔵野 105-1	A
29	生保内武道館	仙北市田沢湖生保内字武蔵野 105-1	A
30	神代武道館	田沢湖神代字野中清水 283-2	A
31	桧木内小学校校舎	仙北市西木町桧木内高屋 110	A

※1：既にLED改修済み箇所については原則更新対象外とする。

5. 賃貸借物件 LED照明設備一式

6. 設置場所 各施設の電気図面もしくは平面図による。

7. 設置期限 (グループA) 令和8年12月31日
(グループB) 令和9年 3月31日

8. LED照明設備仕様

- (1) 照明器具及び光源(LED)は、未使用品であること。
- (2) 光源(LED)寿命 40,000 時間以上の製品であること。
- (3) 照明器具は、施設用照明器具又は公共施設用照明器具の製造、販売実績及び国または地方公共団体において類似の賃貸借事業にて導入実績がある国内メーカーの製品であること。
- (4) 照明器具の一般社団法人公共建築協会の評価名簿(電気設備機材等)登録があること。
- (5) 対象施設の照明は、昼白色系(色温度 5,000K)を基本とする。
- (6) ISO9001・ISO14001 認証を取得している製造工場で製造された製品であること。
- (7) 製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。
- (8) 本業務は環境負荷低減を目的としており、可能な限り省廃材となるよう管球毎の交換を原則とする。ただし、一部特殊な形状の既設器具が設置されている箇所、器具の劣化状況等により器具ごとの交換が望ましい箇所又は管球交換で防水性の担保ができない箇所の交換に限り器具交換を認める。また劣化したソケット(ひびがはいっている、変色している等長期の仕様に耐えられないもの。)及び劣化した配線(腐食している等長期の使用に耐えられないもの。)については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。提案の全数が器具交換の場合の提案は認めないものとする。

9. 工事仕様

- (1) 対象施設の既設照明器具の再利用が可能な場合、特に蛍光灯が使用されている場所においては再利用ができるように既設照明器具の配線変更を行うこと。再利用が難しい場合には既設照明器具を取り外し、LED 照明器具を設置すること。LED 照明器具の施工に係る時間、職員・利用者等の安全対策については当市の各施設担当者との協議により決定すること。
- (2) 設置工事にあたっての安全管理については、事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (3) 取り外した照明器具並びに管球類は、事業者が責任をもって処理すること。ただし、再利用が可能なものは当市に引き渡すものとし、その条件等については、別途、当市と協議すること。
- (4) 契約締結後、実施体制図(従事者、資格記載)を含む施工計画書を提示すること。
- (5) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行ってから作業を行うこと。
- (6) 提出書類
 - ① 工事完了届
 - ② 工事写真(作業状況が把握できるもの及び完成写真)
 - ③ 設置製品のカタログ、取扱説明書
 - ④ 撤去物品、施工時に発生した廃材等については、適法に処分したことが確認できる書類

10. 維持管理

- (1) 市からの修繕依頼にもとづき、本設備の調査・修繕を行う。
- (2) 照明器具に関する市からの連絡に対して対象器具の特定が行えるよう、設置箇所及び設置した照明器具が分かる一覧資料等による管理体制を整備すること。
- (3) 市からの連絡受付体制を整備するものとし、市からの修繕依頼を受け付けること。なお、連絡を受けた時は5日以内(土日祝日及び閉庁日を除く)に状況を確認し、その結果修繕等が

必要な場合は速やかに実施すること。

(4) 費用負担について

① 事業者が費用負担する場合

- ・本設備の製品として不具合による故障
- ・本設備の取付け、施工不具合による故障
- ・火災、盗難、落雷、いたずらなど、動産総合保険の適用範囲の事象による損害
※動産総合保険の範囲内、かつ保険会社からの受領した保険金を上限とする。

② 当市が費用負担する場合

- ・対象施設での清掃・設備保守等で市又は市の依頼による作業者の責による損害
- ・故意又は過失、暴動、地震、噴火、津波、原子力など、動産総合保険の適用範囲外による損害

③ 上記①及び②以外に起因する損害については市と事業者の協議によりその費用負担を決定する

(5) 本設備について、事業者の負担により動産総合保険に加入すること。

1 1. 所有権帰属

リース契約終了後、本設備の所有権は事業者から市に無償移転する。

1 2. 保証期間

保証期間は賃貸借契約開始から10年間とする。

(グループA) 令和9年1月1日から

(グループB) 令和9年4月1日から